

○北海道公安委員会審査請求手続規則の施行に関する訓令

北海道警察本部訓令第17号

平成28年3月29日

改正 令和5年3月16日警察本部訓令第7号

北海道公安委員会審査請求手続規則の施行に関する訓令を次のように定める。

北海道公安委員会審査請求手続規則の施行に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、北海道公安委員会審査請求手続規則（平成28年北海道公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、北海道公安委員会に対する審査請求に関し必要な細目的事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この訓令で使用する用語は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(審査請求の受理)

第3条 審査庁（法に規定する審査庁としての公安委員会をいう。以下同じ。）に対する審査請求があるときは、北海道警察本部（以下「警察本部」という。）の監察官室長（当該審査請求に係る処分が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づくものであるときは、総務課長。以下同じ。）が、当該審査請求を受理するものとする。

2 審査庁に対する審査請求が処分庁等を経由してするものであるときは、警察本部若しくは方面本部の当該審査請求についての処分若しくは不作為の事務を主管する課長（以下「主管課長」という。）又は当該審査請求についての処分若しくは不作為に係る警察署長（警察署長の権限に属する事務の委任を受けた者を含む。次条及び第5条において同じ。）が審査請求を受理するものとする。

3 主管課長又は警察署長は、前項の規定により審査請求を受理したときは、直ちに、関係書類を警察本部の監察官室長に（方面本部の主管課長又は札幌方面以外の警察署長にあっては、当該方面本部の監察官室長を通じ警察本部の監察官室長に）送付するものとする。

(審査請求受理時の留意事項)

第4条 警察本部の監察官室長（以下「監察官室長」という。）、主管課長又は警察署長は、前条の規定により審査請求を受理するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 審査請求書の記載内容が、法第19条第2項から第4項まで及び第5項第3号に規定する要件を具備していること。

(2) 審査請求が、代表者若しくは管理人、総代又は代理人によってなされたときは、その者がその資格を有していること。

(審査請求の受理の報告)

第5条 監察官室長は、審査庁に対する審査請求があったときは、速やかに、別記第1号様式の審査請求受理報告書に審査請求書を付して、審査庁に報告するものとする。

(総代の互選の届出等)

第6条 監察官室長は、法第11条第1項の規定による総代の互選の届出があったときは、当該届出人に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

(1) 共同審査請求人の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称及び住所並びにその代表者又は管理人の氏名及び住所又は居所。以下同じ。）

(2) 選任された総代の氏名及び住所又は居所

2 監察官室長は、法第11条第6項の規定による総代の解任の届出があつたときは、当該届出人にその旨を記載した書面を提出させるものとする。

（参加の申請）

第7条 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可の申請があつたときは、当該申請人（以下この条において「参加申請人」という。）に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

(1) 参加申請人の氏名及び住所又は居所

(2) 審査請求人の氏名及び住所又は居所

(3) 審査請求に係る処分又は不作為

(4) 審査請求の年月日

(5) 審査請求に係る処分又は不作為に関する参加申請人と審査請求人との利害関係

（執行停止）

第8条 監察官室長は、規則第6条の規定による執行停止の通知に当たっては、処分の執行のために保管中の免許証等を執行停止を受ける者に返還するなどの措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、当該執行停止を受ける者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うことができる。

（執行停止の取消し）

第9条 監察官室長は、規則第7条の規定による執行停止の取消しの通知に当たっては、処分の執行のために執行停止を受けている者の免許証等を保管するなどの措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、当該執行停止の取消しを受ける者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うことができる。

（審査請求の取下げの報告）

第10条 監察官室長は、法第27条の規定による審査請求の取下げがあつたときは、その旨を審査庁に報告するものとする。

（弁明書の作成）

第11条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の作成は、監察官室長が警察本部の主管課長に対し別記第2号様式の弁明書作成依頼書により当該弁明書の作成を依頼して行うものとする。

2 警察本部の主管課長は、前項の規定により弁明書を作成したときは、速やかに、その内容を所属部長に報告するものとする。

（意見の陳述の申立て）

第12条 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の口頭意見陳述の申立てがあつたときは、当該申立人にその旨を記載した書面を提出させるものとする。ただし、審査請求書に口頭意見陳述について、併せてその旨が記載されているときは、この限りでない。

2 規則第11条第2項の口頭意見陳述録取書の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

（補佐人同伴の許可の申請）

第13条 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の補佐人同伴の許可の申請があったときは、当該申請人に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 審査請求人及び参加人（以下「審査請求人等」という。）の氏名及び住所又は居所
- (2) 審査請求に係る処分又は不作為
- (3) 審査請求の年月日
- (4) 補佐人の氏名及び住所又は居所
- (5) 補佐人とともに出頭することを必要とする理由  
（証拠書類等の提出を受けた場合の措置）

第14条 監察官室長は、法第32条第1項又は第2項の規定による証拠書類等の提出があったときは、当該証拠書類等の証明すべき事実を明らかにするとともに、確実な方法によりこれを保管しなければならない。

（物件の提出の申立て）

第15条 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の物件の提出の申立てがあったときは、当該申立人に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 審査請求人等の氏名及び住所又は居所
- (2) 審査請求に係る処分又は不作為
- (3) 審査請求の年月日
- (4) 書類その他の物件の所持人の氏名及び住所又は居所
- (5) 提出を求める物件の標目及び提出を必要とする理由

2 第14条の規定は、前項の物件の提出について準用する。

（参考人の陳述等の申立て）

第16条 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の参考人の陳述又は鑑定申立てがあったときは、当該申立人に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 審査請求人等の氏名及び住所又は居所
- (2) 審査請求に係る処分又は不作為
- (3) 審査請求の年月日
- (4) 参考人又は鑑定人の氏名及び住所又は居所
- (5) 参考人の知っている事実又は鑑定に係る事項

2 規則第17条第3項において準用する規則第11条第2項の規定により作成する書面の様式は、別記第4号様式の参考人陳述録取書のとおりとする。

（検証の申立て）

第17条 監察官室長は、法第35条第1項の検証の申立てがあったときは、当該申立人に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 審査請求人等の氏名及び住所又は居所
- (2) 審査請求に係る処分又は不作為
- (3) 審査請求の年月日
- (4) 検証事項及び検証を必要とする理由

2 規則第18条第3項の検証調書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

（質問の申立て）

第18条 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の質問の申立てがあったときは、当該申立人に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 審査請求人等の氏名及び住所又は居所
- (2) 審査請求に係る処分又は不作為
- (3) 審査請求の年月日
- (4) 質問事項及び質問を必要とする理由

2 規則第19条第3項において準用する規則第11条第2項の規定により作成する書面の様式は、別記第6号様式の質問録取書のとおりとする。

(審理手続の申立てに関する意見の聴取)

第19条 規則第20条第3項において準用する規則第11条第2項の規定により作成する書面の様式は、別記第7号様式の審理手続の申立てに関する意見聴取録取書のとおりとする。

(提出書類等の閲覧の求め)

第20条 監察官室長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定による閲覧の求めがあったときは、当該申立人に次に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 審査請求人等の氏名及び住所又は居所
- (2) 審査請求に係る処分又は不作為
- (3) 審査請求の年月日
- (4) 閲覧を求める提出書類等

(審査請求の審理調査書の作成)

第21条 監察官室長は、審査庁の裁決に資するため、別記第8号様式の審査請求審理調査書を作成するものとする。

2 監察官室長は、審査庁が裁決をしたときは、前項の審査請求審理調査書の所定欄にその旨を記載するものとする。

(事務の専決等)

第22条 北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分等の代行規程（平成10年北海道公安委員会規程第2号）の規定に基づき北海道警察本部長が代行する事務のうち、法第25条第2項の規定による執行停止の決定は、警務部長が専決するものとする。ただし、著しく重要又は異例なものについては、この限りでない。

2 前項の規定により警務部長が行う事務のうち、北海道情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係るものは、総務部長が専決するものとする。

3 第1項の北海道警察本部長が代行する事務のうち、法に関するもの（第1項の執行停止の決定を除く。）は、監察官室長が専決するものとする。ただし、著しく重要又は異例なものについては、この限りでない。

4 この訓令に定めるもののほか、北海道情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査請求に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行前にされた処分その他の行為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

別記第1号様式（第5条関係）

|  |  |
|--|--|
| 第 年 月 日<br>号   |  |
| 北海道公安委員会 殿<br><br>（ 受 理 所 属 長 ）<br><br>審査請求受理報告書<br>みだしのことについて、下記のとおり報告する。 |  |
| 審査請求の年月日<br>及び受理番号   |  |
| 審査請求人の<br>氏名及び年齢又は<br>名称並びに住所  |  |
| 原処分内容及び<br>処分の執行状況   |  |
| 原処分の原因とな<br>った違反等の概要   |  |
| 審査請求の趣旨<br>及び理由の要旨   |  |
| 提出された証拠関係  |  |
| 備 考  |  |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

殿

警察本部監察官室長

弁明書作成依頼書

下記のとおり審査請求を受理したので、これに対する弁明書正副 通を作成し、  
年 月 日までに提出をお願いします。

記

- 1 審査請求の年月日
- 2 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 3 審査請求の内容  
別添「審査請求書」（写）のとおり

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第12条関係）

| 口頭意見陳述録取書           |      |
|---------------------|------|
| 審査請求の件名             |      |
| 意見陳述の日時             |      |
| 意見陳述の場所             |      |
| 意見陳述をした者の<br>氏名及び住所 |      |
| 陳述及び質問の要旨           |      |
| 記録者 官職              | 氏名 印 |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第16条関係）

| 参考人陳述録取書       |      |
|----------------|------|
| 審査請求の件名        |      |
| 参考人陳述の日時       |      |
| 参考人陳述の場所       |      |
| 参考人の<br>氏名及び住所 |      |
| 陳述の要旨          |      |
| 記録者 官職         | 氏名 印 |

注 規格は、A列4番縦長とする。



別記第5号様式（第17条関係）

| 検証調書           |      |
|----------------|------|
| 審査請求の件名        |      |
| 検証の日時          |      |
| 検証の場所          |      |
| 立会人の<br>氏名及び住所 |      |
| 検証の結果          |      |
| 記録者 官職         | 氏名 印 |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第18条関係）

| 質問録取書     |        |   |
|-----------|--------|---|
| 審査請求の件名   |        |   |
| 質問実施日時    |        |   |
| 質問実施場所    |        |   |
| 質 問 者     |        |   |
| 回 答 者     |        |   |
| 審査請求人     | 氏名（名称） |   |
|           | 住所（居所） |   |
| 参 加 人     | 氏名（名称） |   |
|           | 住所（居所） |   |
| 処 分 庁 等   | 官職・氏名  |   |
|           | 官職・氏名  |   |
| 質問及び回答の概要 |        |   |
|           |        |   |
| 記録者 官職    | 氏名     | 印 |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式（第19条関係）

| 意見聴取録取書            |        |   |
|--------------------|--------|---|
| 審査請求の件名            |        |   |
| 聴取実施日時             |        |   |
| 聴取実施場所             |        |   |
| 出席者                |        |   |
| 審査請求人              | 氏名（名称） |   |
|                    | 住所（居所） |   |
| 参加人                | 氏名（名称） |   |
|                    | 住所（居所） |   |
| 処分庁等               | 官職・氏名  |   |
|                    | 官職・氏名  |   |
| 審理手続の申立てに関する意見の概要  |        |   |
| 審査請求人              |        |   |
| 参加人                |        |   |
| 審理手続について聴取時に決定した事項 |        |   |
| 実施する審理手続           |        |   |
| 終結予定時期             |        |   |
| その他の事項             |        |   |
| 記録者 官職             | 氏名     | 印 |

- 注1 電話により聴取を行った場合は、その旨を「その他の事項」欄に記載すること。この場合において、「出席者」欄は「被聴取者」欄とする。
- 2 必要に応じて、適宜、欄を増減することができる。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第8号様式（第21条関係）

|    |
|----|
| 決裁 |
|----|

|                  |           |  |         |  |
|------------------|-----------|--|---------|--|
| 審<br>理<br>結<br>果 | 裁 決 年 月 日 |  | 裁 決 事 項 |  |
|                  | 裁決送付年月日   |  | 備 考     |  |

審査請求審理調査書

（ 年 月 日） （起案者 印）

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 審査請求の年月日<br>及び受理番号            |  |
| 審査請求人の<br>氏名及び年齢又は<br>名称並びに住所 |  |
| 原処分内容及び<br>処分の執行状況            |  |
| 原処分の原因とな<br>った違反等の概要          |  |
| 審査請求の趣旨<br>及び理由の要旨            |  |
| 備 考                           |  |

注 規格は、A列4番縦長とする。